

奈良県立大学学生の懲戒等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則第35条に規定する学生の懲戒等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 6ヶ月以内の期間を定めて、又は期間を定めずに、本学の学生としての権利を停止すること。
- (3) 懲戒退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めないものとする。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に懲戒の対象となり得る行為があったことを知ったときは、速やかに学生部長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた学生部長は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

(事実調査等の指示)

第4条 学長は、懲戒のおそれのある行為（以下「当該事案」という。）が認められたときは、学生部長に事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審査するよう指示するものとする。

2 前項の場合、学長は、当該事案の重大性等を考慮し、必要に応じ当該学生に対して登校の禁止を命じることができる。

(学生懲戒委員会)

第5条 学生部長は、前条第1項による学長の指示に基づいて学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該事案にかかる事実調査及び懲戒に関する審査を行うものとする。

- 2 委員会は、その都度設置するものとし、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、学生部長をもって充てる。
- 4 委員は、学部長、委員長が選任した学生委員会委員1名、教務・学生課長、その他学生部長が必要と認めた者をもって充てる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の庶務は、教務・学生課において処理する。

(調査及び弁明)

第6条 委員会は、当該事案について職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席、又は弁明書を期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(調査結果の報告)

第7条 学生部長は、当該学生に対する懲戒処分の要否、種類及びその程度について委員会で審査した内容を、資料を添えて文書で学長に報告しなければならない。

- 2 懲戒処分の要否及び種類の審査にあたっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。
 - (1) 当該事案の動機、態様及び結果

- (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
 - (4) 他の学生、大学及び社会に与える影響
 - (5) 過去の非違行為の有無
- 3 懲戒処分の適用は、別表「懲戒処分標準例」を参考に行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第8条 懲戒処分は、前条第1項に規定する学生部長の報告に基づき、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、懲戒処分を決定したときは、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、手交が困難な場合には、他の適当な方法により通知するものとする。
- 3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(懲戒の掲出)

第10条 学長は、学生の懲戒を行った場合は、処分内容及び理由等について、本学所定の場所に1週間掲出するものとする。

(懲戒処分と学籍異動)

- 第11条 学長は、懲戒の対象となり得る行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学あるいは休学の申出があったときは、これを受理しないことができる。
- 2 学長は、停学中の学生から、当該停学期間を含む期間の休学の申出があったときは、これを受理しないものとする。
 - 3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(停学期間)

第12条 停学期間の始期は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

- 2 停学期間の計算は、暦日計算による。
- 3 停学期間には、第4条第2項に基づく登校の禁止を命じた期間を含めることができるものとする。
- 4 停学期間は、在学年限に含め、修学年限には含めない。ただし、停学期間が3ヶ月以内の場合は、修業年限に含めることができる。

(無期停学の解除)

第13条 学長は、無期停学の学生について、その始期から6ヶ月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めるときは、教授会の意見を聴いて、解除することができる。

(再審査)

- 第14条 懲戒処分を受けた者は、新事実の発見など正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査の請求をすることができる。
- 2 学長は、前項の請求があり、再審査の必要があると認めるときは、再度、学生部長に審査を指示するものとする。この場合、第5条から第7条までを準用する。
 - 3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(懲戒処分の取消等)

第15条 学長は、再審査の結果、懲戒処分を取り消すこと又は懲戒処分の種類の変更（以下「懲戒処分の取消等」という。）が妥当と判断したときは、教授会の意見を聴いて、懲戒処分の取消等を行うものとする。

2 学長は、懲戒処分の取消等を行ったときは、文書により当該学生に通知するとともに、第10条の例により、取消等の理由等について掲出するものとする。

3 学長は、停学又は退学の懲戒処分を取り消した場合は、当該学生の復学に際して、修学上の配慮を行うものとする。

(嚴重注意)

第16条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により嚴重注意を行うことができる。

(懲戒処分の処理)

第17条 懲戒処分を行った場合は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には当該懲戒処分を記載しないものとする。

(停学中の指導等)

第18条 停学中又は第4条第2項により登校の禁止を命じられた学生（以下「停学等学生」という。）は、常に居所及び連絡先を明らかにしておくものとする。

2 学生部長は、停学等学生に対し、教育上の指導を行うものとする。

3 停学中の定期試験等の受験及び履修手続きは認めない。

4 第4条第2項に規定する登校の禁止を命じられた学生は、定期試験等を別室で受験することができる。また、履修手続きを行うことができるものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。